

## 弁理士マッチング支援に於ける弁理士登録のご案内

一般社団法人福島県発明協会「知財総合支援窓口」では今回新たに県内中小企業等が自社のニーズにあった弁理士とのマッチングを実現するため登録弁理士マッチング支援スキームを実施いたします。

この支援スキームにおいては知財総合支援窓口にて中小企業等の出願支援として、中小企業が出願を行うまでの期間短縮及び費用の軽減等を目的とし、類似技術の事前調査や発明概要（発明提案書）の作成等を実施いたします。

今回募集する登録弁理士に知財総合支援窓口で作成した発明概要を提供し、受注を希望する弁理士と出願人とのマッチングを行います。

（ マッチング支援スキームにおいては、案件紹介を行うのみで登録弁理士への謝金等は発生しないことをご了解ください。）

登録を希望される弁理士は必要事項を記載の上、下記の福島県発明協会メールアドレスまで連絡頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

不明な点は、知財総合支援窓口まで、お問い合わせください。（tel 024-963-0242）

【福島県発明協会メールアドレス】 [j3i-f@nifty.com](mailto:j3i-f@nifty.com)

### < 記載する必要事項 >

1. 弁理士登録番号
2. 氏名
3. 所属事務所
4. 住所・電話番号
5. メールアドレス
6. 事務所HP（開設している場合）
7. 略歴・専門分野

登録弁理士の要件は下記の通りです。

### < 登録弁理士の要件 >

1. 日本弁理士会の新弁理士リスト検索システム「弁理士ナビ」の「中小・ベンチャー企業に対応可能な弁理士」に登録していること。
2. 弁理士会東北支部に所属し、県内中小企業支援に迅速に対応出来る体制にあること。
3. 弁理士として中小企業の出願業務取扱の経験があること。
4. 過去5年間に日本弁理士会会長または経済産業大臣より処分を受けたことがないこと。ここにいう「処分」とは弁理士法および日本弁理士会会則に掲げるものをいいます。